

平成 29 年度

第 2 回 赤穂市都市計画審議会議事録

日 時 平成29年11月14日 (火)

平成29年度第2回 赤穂市都市計画審議会議事録

1. 日 時 平成29年11月14日(火)  
午後13時20分～午後14時00分

2. 場 所 赤穂市役所6階 大会議室

3. 出席者

[委員]

(学識経験者) 後藤 和子 大木 善夫 目木 敏明  
半田 結 東南 公雄

(市議会議員) 山野 崇 前田 尚志 釣 昭彦  
前川 弘文 川本 孝明

(公募市民) 山本 建志 江端 益子

(関係行政機関) 兵庫県西播磨県民局  
光都土木事務所長 高谷 和彦

[事務局]

建設経済部長 古津 和也  
都市整備課長 大黒 武憲  
建築担当課長 澗口 彰利  
下水道課長 坂本 良広  
建築係長 長棟 由樹  
公園街路係長 山家 啓一郎  
計画係長 長尾 一史  
工務係長 大西 崇史  
事務員 山下 祐哉

4. 審議会成立宣言

5. 協議事項  
協議第1号 西播都市計画下水道の変更について(赤穂市決定)

6. その他

7. 閉会

事務局	<p>平成 29 年度第 2 回赤穂市都市計画審議会を開催させていただきます。</p> <p>本日の議事に関連する担当課といたしまして、下水道課職員が出席しておりますので、ご紹介させていただきます。</p> <p>それでは、赤穂市都市計画審議会議事運営規則第 5 条によりまして、議事の進行を会長よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>(会長あいさつ)</p> <p>それでは、次第に従い進めさせていただきます。</p> <p>次第の 2、審議会の成立について、事務局、報告をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、審議会の成立について、ご報告いたします。</p> <p>本日は、一委員、一委員から欠席の通告を受けておりますので、本日の出席者は委員 15 名のうち 13 名です。</p> <p>よって、委員総数の 2 分の 1 以上の出席をいただいておりますので、赤穂市都市計画審議会条例第 7 条第 2 項の規定により、本審議会は成立いたしました。以上です。</p>
会長	<p>なお、本審議会は赤穂市都市計画審議会議事運営規則第 7 条により原則公開となっておりますが、本日の傍聴希望者はございません。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてですが、赤穂市都市計画審議会議事運営規則第 8 条第 2 項により、会長が指名するとなっておりますので、本日の議事録署名委員として、「一委員」と「一委員」をお願いします。</p> <p>それでは、次第の 3、協議事項に入ります。</p> <p>協議第 1 号西播都市計画下水道の変更について、事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>大まかな概要について説明し、詳細は後ほど説明させていただきます。</p> <p>まず、本市の下水道事業は昭和 49 年に都市計画決定を行い、同年に事業認可を得てそこから事業に着手しております。</p> <p>その後、昭和 56 年に汚水処理場であります赤穂下水管理センターが完成し、同年に加里屋中洲、中広地区の供用を開始し、その後積極的に管渠整備を行い、平成 29 年 3 月末現在の下水道事業普及率は 99.5%となっております。現在は、野中・砂子地区などの区画整理区域内の整備等を行っている状況であります。</p> <p>では、3 ページの変更前後対照表をお開き下さい。こちらにつきましては、今回変更しない項目についても記載しております。今回対象としておりますのが、右端備考欄にあります、面積増となっている案件の 3 つの箇所について、説明致します。</p> <p>まず、内容 2 排水区域の汚水について赤穂処理区を 1940ha から 1948ha へ約 8ha 増やします。</p> <p>これは、公共下水道が整備され、近接の周世地区農業集落排水事業区域を公共下水道に編入するためであります。</p> <p>農業集落排水事業といいますのは、本市では有年などの北部地域となります農業振興地域において、集落を単位とした処理区で、その処理区内に</p>

処理施設を設け下水処理を行っていく事業を言います。本市では、周世地区を始め、有年原地区、有年牟礼地区、有年檜原地区など全部で8地区あります。

次に、内容4その他施設の雨水ポンプ施設の御崎第2ポンプ場についてです。位置は、御崎の元禄橋から約200m南下したところで現在三角の形をした植え込みがありますが、詳細はこの後、図面で説明いたします。面積を施設計画の見直しに伴い用地を約120㎡増やします。

最後に、同じく雨水ポンプ施設の坂越ポンプ場についてです。位置は千種川の左岸側で旧坂越橋とメモリアルホールとの中間にあります、坂越水源地の所になりますが、面積をポンプ施設の改築更新に伴い用地を約200㎡増やします。

それでは、西播都市計画下水道の変更について説明させていただきます。

まず、赤穂市の下水道についてですが、赤穂市公共下水道は昭和49年に都市計画決定を行い、公共用水域の水質保全及び生活環境の保全を図ってきました。都市計画決定後、約40年が経過しており、これまでに事業進捗による汚水、雨水区域の拡大や雨水ポンプ場計画などを変更追加しながら、現在の計画となっています。

また、現在ある施設についても、今後、老朽化対策等を行う必要があります、より効率的な下水道施設の計画が求められています。

1ページをご覧ください。

こちらが計画書本文となります。上段に書いておりますが、今回変更箇所は、①排水区域の変更について、②御崎第2ポンプ場の面積変更について、③坂越ポンプ場の面積変更について、の3点を変更しようとしております。

2ページをご覧ください。

赤穂市公共下水道は、昭和49年に都市計画決定を行い、公共用水域の水質保全及び生活環境の保全を図ってきた。

このたび、下記の理由により都市計画決定の変更を行う。

赤穂処理区の排水区域について、公共下水道の整備進捗により近接した周世地区農業集落排水事業区域を公共下水道へ編入するため、排水区域約8haを追加する。御崎第2ポンプ場の施設計画の見直しに伴い、敷地区域を230㎡に変更する。坂越ポンプ場はポンプ施設の改築更新を含む施設計画の見直しを行い、用地の拡張が必要となったため、敷地区域を約770㎡に変更する。

それでは各項目別に説明していきます。

まず、第1に排水区域の変更についてです。

3ページに変更前後対照表を記載しています。2排水区域の汚水について公共下水道区域2001haを2009haに変更追加するものです。

4ページをご覧ください。

今回、赤い部分、周世地区を変更追加します。

周世地区周辺の拡大図がこちらです。今回追加する周世地区は農業集落排水事業として平成5年より生活排水処理を行っています。供用開始より25年が経過し、下水処理施設は老朽化しております。今後の老朽化対策は

財政的な負担も大きく、そうかといって、汚水の処理機能を止めることもできません。一方、公共下水道事業側については、汚水の節水による一人当たりの原単位の低下や、人口の減少により、周世地区を受入できるだけの処理能力があるため、公共下水道へ編入するものであります。

次に、御崎第2ポンプ場についてであります。

資料5ページに雨水の区域図を記載しています。

②御崎第2ポンプ場、③坂越ポンプ場は内水を排除する雨水ポンプ場であります。御崎第2ポンプ場は、御崎第2排水区を排水するポンプ場であり、御崎2区のロータリー付近に位置します。

6ページをご覧ください。御崎第2ポンプ場の計画図を記載しています。図面左側が海、その横に市道御崎加里屋線があり、右の道路に行きますと、7分団の詰所があります。塩田があった時代の塩田水路部分にあり、現在は水路構造のみが整備されています。右の水路から流れてきた雨水を御崎港へ流します。ただし、高潮になると内水の排出ができなくなり、浸水が懸念される地域であり、今回ポンプ場の計画区域を見直し、ポンプ場を整備するものです。昭和60年に緑色の部分、水路用地のみ都市計画決定を受けていますが、ポンプ場の構造見直しを行い市道区域に囲まれた全体を区域変更いたします。これにより、水路部の改造とポンプ稼働に必要な自家発電設備を設置する電気室を整備し、高潮時にも強制排水が可能なポンプ施設を作ります。拡張部分には主に電気室が配置されます。

次に、坂越ポンプ場についてでございます。

5ページの雨水の区域図をご覧ください。

坂越ポンプ場は、坂越第1排水区を排水するポンプ場であり、坂越橋より下流、西播磨企業団の浄水場に隣接した位置にある雨水ポンプ場でございます。7ページをご覧ください。坂越ポンプ場の計画図を記載しています。右下側が千種川であり、堤防に県道周世尾崎線があります。右に行くと尾崎トンネル、左は坂越橋に出ます。山際の道路との合流部にあるのが坂越ポンプ場です。坂越ポンプ場は左側の水路から流れてきた雨水を千種川へ放流する施設であります。坂越ポンプ場は、昭和53年に完成した施設であり、約40年が経過しようとしており、老朽化対策が必要な施設です。今回、老朽化対策に併せて、施設配置計画を見直します。緑が現在のポンプ施設であり、赤色が拡張用地であります。計画能力は、毎分288 $\text{m}^3$ となっておりますが、千種川の整備と共に進める計画となっております。現在の河川の許容放水量は106 $\text{m}^3$ であります。既設の坂越ポンプ場の能力は104 $\text{m}^3$ となっております。老朽化した施設を改築するべく施設計画の見直しを行い、106 $\text{m}^3$ に対応したポンプを更新し、こちらの三角の用地に将来増設するポンプ施設を整備できるよう、ポンプ施設の再配置を行います。

都市計画変更手続きについてです。

① 11月15日までパブリックコメントの実施を行っているのと、都市計画全体の説明会を開催しています。

② 関係機関との本協議として、現在県と下協議を行っています。今後、パブリックコメント等の結果を付して県と本協議をいたします。

③ 都市計画変更案の縦覧についてです。県の協議を受け、計画案を2月に縦覧します。

<p>会長</p>	<p>④ 赤穂市都市計画審議会への諮問。縦覧結果を踏まえ、これまで出た意見・回答を報告し、赤穂市都市計画審議会へ諮問したいと思います。</p> <p>これらの結果から、西播都市計画下水道の変更は決定され、平成 30 年度に下水道事業計画の変更を行う予定としています。</p> <p>説明は以上となります。</p> <p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>只今の説明について、何か、ご質問、ご意見はございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>御崎の第 2 ポンプ場だが、新たにつくるということで、どれくらいの雨に対応できるのか。例えば 30 mm/hr とか 50 mm/hr とか、計画があると思うが参考までに教えていただきたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>御崎第 2 ポンプ場については現在ポンプ場はなく、これから新築する計画となっております。赤穂市公共下水道においては 5 年確率雨量ということで赤穂市全域で 41.6 mm/hr の雨に対応する雨水計画としております。</p>
<p>委員</p>	<p>坂越ポンプ場も同じですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>そうです。</p>
<p>委員</p>	<p>これらの工事の事業年度と総事業費を教えていただきたい。それから最初の説明にあったように、赤穂市の下水道の普及率が 99.5%というのは非常に良い普及率で、今回このように工事を進めていくわけだが、市民の方は下水道事業に関心が薄い。できればこの機会に、赤穂の下水道はこのような進んでおります。というような下水に関する市民への周知を広報でもなんでも良いので、行ってはどうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>まず、各工事の予定時期になりますが、手続きの最中になりまして、まず都市計画決定が今後行われ、平成 30 年度に下水道事業自体の計画変更を行う予定としております。</p> <p>工事の着手はそれ以降になりますが、予算の関係があり明言しにくいところがありますが、順番としては老朽化が進んでいる坂越ポンプ場から行っていきたいと思っており、それに向けて予算の準備をしているところでございます。</p> <p>下水道の PR についてですが、下水道の日というものが年に 1 度ありまして、市役所の 1 階ホールをお借りして書道の展示等を行っております。また、ホームページ上でも今回の都市計画変更について、パブリックコメントで市民の皆様にも周知しているような状況でございます。現在は区画整理地区の管の築造を行っており、今後は機械設備の更新のほうがメインになってくる形になるかと思っております。</p>
<p>委員</p>	<p>事業費は決まっているのか。</p>

事務局	<p>決まっているものと、いないものがございます。概算ですが坂越ポンプ場で5億から7億ほどかかるのではないかと試算しています。御崎第2ポンプ場の方は詳細な金額がでておりません。</p>
委員	<p>周世地区のほうが公共下水編入ということだが、周世地区の方に不利益は起こらないのか。それと、これは国の補助金を貰って整備したと思うが公共下水へ接続した場合、後の農業集落排水施設の利用について国との協議も必要になるかと思うが、検討しているかどうかについて伺いたい。</p>
事務局	<p>不利益がおこらないかということですが、主に受益者負担金と下水道使用料があるのですが、下水道使用料につきましては農業排水施設も下水道施設も基本的には変わらないです。受益者負担金ですが、負担区割合としては今の制度を変えないような形で検討している段階でございます。</p> <p>また、処理場の跡地の利用については、委員さんの仰った通り当時、補助金を投資してつくられた施設でございまして、撤去等には制限がかかっております。ただ、施設としましては機械設備等の撤去が終わりましたら、公的な目的として使うことを検討しております。地元自治会とまず協議をしていくという考えをしておりますが、具体的な利用方法については現在検討中です。</p>
委員	<p>周世の農業集落排水ですが、供用開始から25年経って老朽化が進んでいるということでしたが年数だけで老朽化が進んでいるといえるのか。施設自体が老朽化しているという現状はどのようなになっているのか。</p>
事務局	<p>下水処理施設になりますので、常に稼働している施設になります。農業集落排水施設のなかでも、周世地区が一番修繕等必要な施設になっておりまして、老朽化度合は顕著に出ているかと思えます。今後、施設を改築して新たにつくりなおすのか、施設として統合していくかということを検討したなかで、周世地区につきましては統合の方向を向いていく、ということになりました。</p>
委員	<p>残りの7地区においては、近接する下水道が無いかもしれないが、老朽化はどのような状態か。</p>
事務局	<p>残りの施設につきましても、農業集落排水でいうと、スタートが周世地区からになっておりまして、残りも随時つくっていった経緯があります。公共下水道とどこまで近いのか、実際に管が接続できるのかという状況を考えながら、今後、統合等も検討していきますが、今のところは老朽化の度合も確認しながら施設を存続させていくという予定です。ただ、スケールメリットもありますので、近くて統合するほうが有利だと判断できる施設が今後検討の中に出てきた場合は、そういった方法も検討しながら進めていきたいと思っております。</p>

会長	<p>他にございませんか。 ほかにないようでしたら、次第の4、その他に入りたいと思います。 事務局、何かありましたらお願いします。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
会長	<p>ほかにないようでしたら、これで本日の都市計画審議会の協議事項はすべて終了しました。 これをもちまして、本日の審議会を閉会いたします。お疲れ様でした。</p>